

## 訪問介護・介護予防訪問介護重要事項説明書

### 1 事業の目的

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護及び、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護サービス（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「訪問介護事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者（以下「訪問介護員等」といいます。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とします。

### 2 運営の方針

訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

また、事業所の訪問介護員等は、要支援の利用者に対し、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。

事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立な援助を行い、関係区市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 3 訪問介護 なごみ の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

事業所名	訪問介護 なごみ
事業所番号	0370601577
所在地	岩手県北上市黒沢尻4丁目8番20号
サービス提供地域	北上市（黒沢尻地区、小鳥崎地区、上野町地区、中野町地区）

※上記地域以外の方でもご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制（令和 年 月 日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	名	名	管理 (兼務)	名
サービス提供責任者	介護福祉士	名	名	業務監 督調整	名
介護員	介護福祉士	名	名	訪問 介護	名
	介護実務者	名	名		名

	介護初任者	名	名		名
	看護師	名	名		名

(3) サービス提供時間

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
月~日	○	○	×	×	
祝・年末 年始	×	×	×	×	

- ② 時間帯により料金が異なります。
- ② ×印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。
- ③ 上記以外で、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要望に基づき営業時間以外の対応を行う。

(4) その他の休業日

祝日、国民の休日及び12月30日から1月3日までは休業とさせていただきます。

4 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「アの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現に向け援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

(1) 介護保険のサービスの内容

① 食事介助

食事はできるだけ離床して行うようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食事ができるようにケアします。また利用者とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースを尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避け、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせて行います。

④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

⑤ 買物

利用者の希望や要望を尊重して行います。利用者が自分で選び楽しむ機会をもてるよう外出の援助も考えます。

⑥ 調理

利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ、改善できる部分は利用者とは話し合っけて行います。

⑦ 掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同意を得てから行います。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行います。

⑧ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行います。

⑨ 受診付添

医療機関への受診付添の他、処方された薬の受け取りを行います。

⑩ 機能訓練介助

理学療法士等の指導をもとにご自宅やその周辺で実施可能な軽度の機能訓練を行います。

⑪ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

⑫ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・同居等の家族により行うことが可能な生活援助
- ・ご家族のために行う行為や、ご家族が行うことが適当と判断できる行為
- ・訪問介護員（以下、「ヘルパー」といいます。）が行わなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え）

(2) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合証に基づき原則として【料金表】基本料金及び加算料金の1割、2割又は3割となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス分は、全額自己負担となります。

【料金表 ー基本料金・昼間ー】

		基本単位	介護保険適用における自己負担額(1)	介護保険適用における自己負担額(2)
身体介護	20分未満	167	167円	334円
	20分～30分未満	250	250円	500円
	30分～1時間未満	396	396円	792円
	1時間～1時間30分未満	579	579円	1,158円
	1時間30分以上 (30分増すごと)	83	830円	1,660円
生活援助	20分～45分未満	183	183円	366円
	45分～	225	225円	450円

【料金表 ー加算料金ー】

	基本単位	介護保険適用における自己負担額(1割)	介護保険適用における自己負担額(2割)
初回加算	200	負担割合額	負担割合額
緊急時訪問介護加算			
生活機能向上連携加算			
夜間または早朝の場合	ご利用いただいた1回の所定単位数に25%を加算します。		
深夜の場合	ご利用いただいた1回の所定単位数に50%を加算します。		

<介護予防訪問介護の場合(要支援1・2の方)>

	対象者	内 容	月額料金	日割料金
基本料金	要支援1・2	週1回程度の利用が必要な場合	— 円	— 円
	要支援1・2	週2回程度の利用が必要な場合	— 円	— 円
	要支援2のみ	週2回を超える利用が必要な場合	— 円	— 円
加算料金	初回加算(月額)	サービス開始月におけるサービス提供責任者の訪問(2ヶ月間利用がない後の再開時にも算定)	— 円	

※月の途中で、居住地の変更に伴い事業所の変更があったとき、介護認定の状態区分が要支援状態から要介護状態に変更された場合、日単位の料金となります。

### (3) 料金に関する補足事項

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時00分）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※介護保険の訪問介護の場合は上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※介護予防訪問介護の予防給付の場合、月単位定額制のため時間帯による割増や、2人訪問は想定されておりません。

※追加料金については、その内容についても異なります。

※交通費については前記3の（1）の「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、担当者等がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、その他消耗品、連絡に要する電話の通話料の費用は利用者のご負担になります。

※料金のお支払方法は、原則的に利用者の口座より自動引落となっております（1回の引落につき手数料90円をご負担いただきます）。毎月15日までに前月利用分の請求書を発行いたします。自動引落の期日は毎月22日（休日の場合は翌営業日）です。

### (4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

<訪問介護のサービスの場合>

② ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合： 0円

② ①以外の場合： 500 円/回

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。

<介護予防訪問介護のサービスの場合>

月単位の定額制のため、キャンセル料はありませんが、中止が決まりましたらお早めにご連絡ください。

## 5 サービスの申込方法

すでに契約している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがいる場合は、当事業所と契約をする前にケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、直接お電話等でご相談ください。サービス提供責任者にご相談に応じます。

サービス提供が決まりましたら、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

利用内容の変更や終了についても同様にご相談下さい。

## 6 当訪問介護なごみの特徴

### (1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。

### (2) サービス利用のために

#### ① ホームヘルパーの変更

変更希望がありましたらお申し出ください。ご相談に応じます。

#### ② ヘルパーへの研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

#### ③ サービスマニュアルの作成

訪問介護計画書等のサービスを提供するための利用者別のマニュアルを整備しております。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 8 個人情報の利用と守秘義務

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

## 9 サービスについての意見・要望・苦情等

### (1) 訪問介護 なごみ の窓口

合同会社 中 里 事務所内

電話 0197-61-5100 FAX 0197-61-5102

受付時間は午前 9 時から午後 4 時（月曜日～金曜日）

担当： 佐藤 リナ子

### (2) 区市町村の相談・苦情窓口

北上市保健福祉部 長寿介護課

電話 0197-64-2111

### (3) 岩手県 の相談窓口

岩手県国民健康保険団体連合会

電話 019-604-6700

## 10 法人の概要

法人名称 合同会社 中里

代表者 佐藤 リナ子

法人本部所在地 岩手県北上市黒沢尻4丁目8番20号

電話番号 0197-61-5100

事業開始 平成28年10月1日

法人設立 平成26年12月1日

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業所

所在地 北上市黒沢尻4丁目8番20号

名称 訪問介護 なごみ

説明者 \_\_\_\_\_ ⑩

同意書

令和 年 月 日

私は、本書面により事業所から訪問介護について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

家族・代理人・成年後見人等

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩